

基本財産の取扱いに関する規程

公益社団法人日本オリエンテーリング協会

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本オリエンテーリング協会（以下「JOA」という）定款第36条に基づき基本財産の取り扱いに関する事項を定める。

(取扱)

第2条 基本財産は、次の各号に該当する取り扱いをしてはならない。

- (1) 譲渡または交換すること。
 - (2) 担保に供すること。
 - (3) 基本財産以外の資産に繰り入れること。
- 2 前項の規定にかかわらず、JOAの事業遂行上やむを得ない理由がある場合は、理事会で、現理事の3分の2以上の決議を経て、かつ当該理事会後の社員総会で、正会員の3分の2以上の決議を経て、その一部に限り取り崩しをすることができる。
- 3 基本財産を資産運用する場合は、理事会で、現理事の3分の2以上の決議を経て、その一部に限り資産運用することができる。ただし、その資産運用は当年度内に終了することを原則とする。また、その施行は、別に定める「基本財産の資産運用に関する細則」によるものとする。
- 4 基本財産の資産運用益は、公益事業の費用に充てるものとする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、JOA定款第36条で定めるとおり、社員総会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした平成24年6月5日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年9月5日に改訂し、施行する。
- 3 この規程は、令和6年5月18日に改訂し、令和6年6月8日から施行する。